

第1回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和元年5月20日(月) 13:30~16:30
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、河合委員、菊地委員、増田委員、間淵委員 (湖西市) 10人 影山市長、相澤環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、内山係長、井口、河合 下水道課: 鈴木課長、片山課長代理、日恵野
内容	1 市長あいさつ 2 委員委嘱 3 自己紹介 4 委員長、副委員長の選任について 5 諮問「一般廃棄物処理業等の合理化事業のあり方の見直しについて」

発言者	発言内容(協議事項)
-----	------------

(1) 審議会の役割

委員長 協議事項がたくさんありますので、項目をある程度まとめて説明をしてください。

事務局 最初に協議事項(1)と(2)、その後に(3)から(7)、最後に(8)から(12)の計3回に分けて説明します。(協議事項(1)~(2)を説明)

委員長 (1)審議会の役割につきまして今後のスケジュールの再確認です。第2回の審議会では事業関係者とのヒアリングを予定していますので、審議会への出席依頼文書を発出させていただきます。また、限られた時間の中で実りある議論とするために、事業関係者の方に対し、あらかじめ質疑や意見書の提出をお願いします。

委員の方は、この会議の終了後、改めて質疑等がある場合には、質疑書を事務局宛てにご提出いただきたいと思います。

(2) 合理化事業の実施

委員 調査対象32市町のうち、支援なしの11市町は具体的にどういう対応しているか。

事務局 下水道整備に伴う影響度の考え方は、各市町において実情が異なります。

委員 調査対象32市の考え方は。

事務局 調査の対象地域は、静岡県内の市、岐阜県、三重県、愛知県で収集業務を業者に対して委託、あるいは許可されている市町を対象に調査を実施。詳細は改めて説明させていただく。

委員 代替業務例が提示されていますが、湖西市は、全て今やっている業務か。事務局 今現時点で提供している業務です。

(3) 現在の仕組み

- 事務局 (協議事項(3)～(7)を説明)
- 委員 整備計画変更などの経済情勢変化に応じての協議条項は覚書等で結んでいたのか。
- 事務局 情勢の変化により協議するようになっていません。
- 委員 添付資料の資料にある、組合とA社、B社、C社はどういう関係か。この組合とも覚書等を結んでいるということか。
- 事務局 A社、C社は、静岡県環境整備事業協同組合の組合員です。B社は、その組合には加入していません。湖西市と収集業者で覚書等を結んでいます。いろいろな調整もされておりましたので、連名で覚書等を締結させていただいております。協定書の内容につきましては、甲と乙と丙という形で結ばせていただいております。
- 委員 協定者や覚書等というのは、特にその内容を見なくても大丈夫でしょうか。組合がどういう立場なのかなと思う。つまり協定の当事者って、何か権利義務がどういうぐあいにあるのかなということが幾らか気にはなるのですが、いかがな感じですか。
- 事務局 関係者の方にご了解いただければ次回に提示できると思います。
- 委員長 影響業務のところ、し尿くみ取りは委託、浄化槽汚泥収集は許可となっているが、委託と許可という違う仕組みになっているのはどうしてなのですか。
- 事務局 し尿については、湖西市は旧新居町と一部事務組合をつくり、し尿と浄化槽汚泥収集について組合で直営で収集をしていたようです。
- その後単独浄化槽の設置数が増えてきたことなどから、直営では収集ができなくなり、昭和47年度に1社に対して浄化槽汚泥収集の許可を与えております。
- また、昭和62年度にA社のほかにB社に新規の許可を与えております。浄化槽につきましては、当初の直営から、許可1社から許可2社という形になりました。
- また、し尿につきましても、直営だけでは収集が難しくなり、昭和59年度にし尿収集業務の一部を委託しております。その時点では、し尿につきましては、直営と委託という形になっておりました。昭和62年度にB社にも委託し、し尿については、直営と2社の委託となりました。平成14年度には、し尿の直営部分を廃止して、全て委託となっております。
- 平成22年度の新居町との合併によって、し尿につきましては3社に対して委託、浄化槽汚泥収集については3社に対して許可という形の変遷をしております。
- 委員長 どちらも許可、またはどちらも委託というふうにはならなかったのはなぜか。
- 事務局 廃掃法上、各市町の責務において処理するのが前提で、基本、まず直営。直営で実施ができなければ委託。委託ができなければ許可をするということになります。

委員 委託と許可ですが、具体的にどういう違いになるのか。

事務局 委託をしているし尿くみ取りは、くみ取り料金は市が徴収をする。許可をしている浄化槽汚泥収集は、収集業者と各世帯の方が契約を結んで、料金は業者が徴収をする形です。

委員 委託の場合は、そのエリアを限定して委託し、許可の場合は、例えば、プロパンガスみたいに、あくまでも3社競争ということか。

事務局 湖西市内を3地区に分けて、A社、B社、C社のそれぞれの地区ごとにくみ取りの委託、浄化槽汚泥の収集等を行っています。旧新居町も同様に、し尿が委託で浄化槽が許可で行っていました。

委員長 浄化槽とし尿とで、許可と委託で異なることによってどういう影響が出ているのかとか、あるいはプラス面、マイナス面というのがどういうものが出てくるのかというのについて、我々も理解を深めたほうがいいかと思しますので、また次回以降、勉強させていただけたらと思います。

(4) 検証する背景

委員 「湖西市と新居町がそれぞれ提供していた業務をそのまま継続し、提供業務料の考え方が異なっている」とあるのですが、具体的にはどんな違いということですか。

事務局 締結した当時の旧湖西、旧新居の自治体の考え方の違いがあります。

委員長 当初下水道整備計画は市全域の予定で、平成22年完了予定だったが、見直しによって前提が大きく変わり、整備自体も大きく遅れている。そういったことを背景として、現状に合った見直しをしていこうと。それから、提供基準についても明確にしていこうということ。そして、湖西市と新居町が合併したので、これまで基準も異なっていた基準を統一していこうと、そういったことが検証する背景にあるということですね。

(5) 下水道整備の進捗状況と見込み

委員 下水道整備区域内人口、平成29年度は5万7,000人で令和6年度が4万1,000人と大きく減っているが、これだけ大きく減るといのはなぜか。

事務局 整備計画変更により、主に市街化調整区域が今後の下水道整備計画から除外されるため、その分の人口が減少しているということです。

委員 区域割の図面を拝見して、この地域の範囲の広さの悩ましさがすごく出ていると思うが、全体の線引きが妥当性があるのかと考えてしまうが、区域の線引きの経緯はいかがか。

事務局 浄化槽汚泥収集につきましては、従前は1社に対しての許可というでしたが、いろいろな事情等があり、昭和62年に1社に新たに許可をして、2社体制に変更しております。その後、区域について変更しA社、B社を現行の区域としています。

(6) し尿等収集業務の実績と見込み

- 委員 収集実績がほとんど減っていないというようですけれども、これは、下水道の整備の進捗と裏腹ということになるわけですか。
- 事務局 浄化槽汚泥収集は、単独浄化槽と合併浄化槽を収集をしております。近年設置されるのは合併浄化槽で、単独浄化槽と比べ1回当たりの収集する汚泥量が多くなるため、全体の対象世帯は減っても収集量自体は人口ほど影響を受けていないというところです。
- 委員 下水道整備計画を100%完遂する時期は。
- 事務局 計画変更後の縮小した区域の完成につきましては、令和23年完了を見込んでいます。
- 委員長 し尿くみ取りについては、くみ取り量とくみ取り件数が記載されています。それから、浄化槽汚泥収集については、全体の清掃基数と、全体の収集量という項目があります。委託と許可との、基準について簡単に説明をお願いします。
- 事務局 くみ取り業務については、おおむね毎月くみ取りをする。世帯によっては2か月に1回とか、あるいは不定期でくみ取りをするという形で、件数としては減っているが、年間1万件ほどです。
- 浄化槽汚泥収集については、基本年1回の清掃という形になりますので、例えば、清掃件数に置きかえていただいてもと思います。
- 浄化槽汚泥の許可業務については、清掃料金は各業者で設定をして業者が徴収をし業者の収入となりますが、くみ取り業務については、市民から徴収した料金は市の歳入となります。
- 委員長 業者さんへ支払うくみ取り委託料は、件数に応じてですか。
- 事務局 一月当たりの件数を基準として、くみ取りをする場合に収集車両が何台必要になるのか、その台数に応じておおむねその委託料というのは決まってきます。
- 委員長 くみ取り件数が段々減少するのに応じて収集車の台数も減少して、その委託業者さんの収入減になり得ると。あるいは、浄化槽については、全体の基数が減少することで業者さんの収入に影響してくるというように考えてよいか。
- 事務局 委託の場合、収集件数が減ったからといっても、燃料費などの細かな部分を除き、収集車両1台当たりの委託費が大きく変わりません。
- 一方で、許可の場合。浄化槽汚泥については、その料金を徴収するのは清掃件数、清掃基数が基本になるので、当然その清掃基数が減れば収入が減り、清掃基数が増えれば、収益は上がるというように考えております。
- 委員長 わかりました。
- 委員 委託の場合、市が市民から徴収する金額と業者に支払う金額の関係はどうか。
- 事務局 委託する費用とくみ取り料金収入を比較すると、料金収入が低いのが実情です。

(7) 合理化事業の実績

- 委員 浄化槽の減量は考慮し、くみ取りの減少は反映されていないということか。
- 事務局 平成13年度から平成29年度までに、下水道整備によって、浄化槽から下水道に転換された浄化槽の数なので減少世帯という捉え方でよいと思います。また下水道転換数は浄化槽から下水道に転換したものだけを入れてあります。
- 委員 合理化業務は、単純に入札にした場合との差はシミュレーションしているか。
- 事務局 そういったシミュレーションまでは行っていません。
- 委員長 資料2の合理化事業の平成29年度の実績数字、下水道転換数、A社、B社、C社において結構アンバランスだと思うが、これは、先ほど来、説明のあった今に至るまでのさまざまな経緯によっているということでしょうか。
- 事務局 結果として、アンバランスになっておりますが、下水道転換数については、その下水道計画に準じて転換数が変わります。収集業者のエリアをどのように下水道整備するかによっても転換数というのは異なってきますので、単純にその転換数によって合理化事業の金額の比較にならないのですが、今回参考に挙げさせていただきました。
- 委員 合理化事業の実績の金額の欄は29年単独と読んでよいか。
- 事務局 合理化事業の実績金額の表記は、単年度です。

(8) 合理化事業に対する市の基本的な考え方

- 事務局 (協議事項(8)～(12)を説明)
- 委員長 (8)合理化事業に対する市の基本的な考え方というところですが、もう一度1つずつ見ていきましょう。
- (1)合理化事業は適正な、し尿等収集運搬業務の継続のため、下水道整備による影響に応じて、業務を安定させる仕組みとして実施する。これは特に問題ないですね。
- (2)その仕組みについては、基本協定書、新たに策定する合理化事業計画、その計画に基づく覚書によって、内容の透明化と外部への説明責任へ果たせられるものとする。さらに、今後も定期的に検証作業を行いながら、適宜必要な見直しを行う。これにつきましても、特に異論はありませんか。
- これは、これを決めるということではなくて、何か疑問があれば質問していただくということの確認をさせていただいております。(2)についても、特段問題はありませんね。
- (3)下水道整備の進捗状況に応じて、一般廃棄物処理業等の規模の適正化を図るために、し尿等収集運搬業務を合理化する仕組みとして適用する。これについて、若干わかりにくいかなという気がするのですが、もう少し具体的に説明してください。
- 事務局 今後、下水道整備によっては、今現在の処理業等の規模等を考えたときに、その適正化、あるいはその合理化を図る必要があるというような場合、

転廃業交付金を活用していきたいということで、この考え方を入れさせていただきます。

委員長

(4)業務の提供期間終了時に提供量の適正化について検証するものの、精算を行わない。それから、(5)見直し後の方法により算定した額と現行の業務量に過不足が生じる場合、精算を行わない。

この(4)、(5)につきましても、特に不明な点はありませんでしょうか。

(9) 見直しのポイント

委員長

(1)合理化事業の実施について。下水道整備による影響に応じた業務を提供する。ただし、影響が少ない場合は提供しない。なお、転出や宅地造成などで発生する増減や下水道整備区域以外で受ける影響は加味しない。影響があるにもかかわらず、市が業務の提供ができない、または事業の廃止を余儀なくされる場合は転廃業交付金を交付する。

この合理化事業の実施につきましては、いかがですか。よろしいでしょうか。

(2)算定の期間について。下水道整備による影響は5年間ごとに算定し、初回の計画期間を令和2年から令和6年度までとすると。これも一定期間ごとに見直しを行うということですかね。これもよろしいですかね。

(3)下水道により受ける影響の算定方法について。算定期間において、下水道整備による収集車両の減車の有無を基本とすると。下水道接続の実績と今後の見込みは、算定期間中の下水道整備による減車の予定はない。平成30年度の収集車両2台の減車については、下水道整備を理由とするものではないため、減車の対象として扱わないと。これの減車の理由というのは何なのでしょう。

事務局

委託車両が何台必要になるかについては、業社ごとの登録世帯数をもとに台数を算定していましたが、利用世帯数で算定するように変更した結果、2台減車になりました。

委員長

ただいまの説明も踏まえて、(3)下水道により受ける影響の算定方法について、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。このし尿くみ取りについては、この算定期間における収集車両のその車両数が基本になるということなのですが、これは、ほかの自治体でも車両数が基本ということでしょうか。

事務局

今回、湖西市は台数を採用しましたが、そうでない市もあります。

委員長

(3)でほかに質問、不明な点などはありませんでしょうか。くみ取りの家庭が浄化槽をつくるという例というのは余りないということですか。

事務局

くみ取り世帯の方が下水道に切り替える場合と浄化槽に転換される場合があります。浄化槽に転換をすれば、くみ取り量としては件数は減りますが、実際の委託料の積算の中においては、台数が減車にならない場合には、委託費としては一定量支払するので、収集業者としては特段大きな減収にはなりません。

むしろ逆に、浄化槽に転換されることによって、許可業務のほうは収益

としてはプラスになりますので、そういったことから考えると、この合特法における算定上は、あくまでもその下水道整備への影響ということなので、そこだけ考えています。

委員長 浄化槽汚泥収集につきましても、特に質問等はありませんでしょうか。それでは、(6)合理化事業の額算定に係る補償項目について。これは、この国土交通省の基準を根拠としているということですね。

(7)単年度の代替業務の算定 比較都市ですが、これはたまたま金額の類似している都市を抜いてきているのか、標準的にこの辺だということなのか、どちらでしょうか。

事務局 1台当たりの比較については、人口規模の類似ではなくて、公開されている市町がほぼないということもから、公開されて市を、参考にさせていただきました。

委員長 この数字と積算根拠につきましては、改めて詳しく説明していただくちょっと時間もありませんので、質問などがある場合には、改めて質疑書を提出していただく形をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

(10) 見直しに伴う仕組みの比較

(11) 見直しに伴う業務提供額の比較

(12) 見直しに伴う調整事項

委員 (11)業務提供額の比較。29年度が1億7,000万円に対し、見直し後が5,000万円という数字が先ほど来、何かすごく違和感を感じていまして、この金額変化というのが実際問題、この3社に与える影響がどの程度まで感じられるものなのか。お話しいただけるものならお願いします。

事務局 計算式を用いて試算をしますと5,000万円になります。現在は随意契約という形の中で、3社限定ということにはなっているこの1億2,000万円については、その3社に対して、その業務を提供しないということではなくて、業務に対して参加する機会がなくなるわけではないということからすれば、金額の比較だけでは判断は難しいと思っております。

委員長 基本的にはA社、B社、C社、いずれも公平にということかと思うのですが、事業者によっては、同じ算定式を当てはめていいのかどうか、事務局はどのように考えているか。

事務局 影響額を試算する上では一定量の指標というものが必要かと思っております。合特法の趣旨から、その影響の指標をどう捉えるか、何に着目するかということになるかと思えます。業務のエリアの範囲が違うにもかかわらず、そこは同じものを適用していきたいというように思っております。

委員 事務局側で考えている試算によるとこうなるということですね。この審議会の中で、業者の意見を聞いたりとかよって、この算定式がいいかどうか、判断していくと思うが、それによってこの金額が変更するということは、それは構わないのか。

事務局 そこについては、変更する場合はあり得るものと思っております。

委員長 審議につきましては、これで終了とさせていただきたいと思えます。

本日の協議は、市の考える合理化事業の見直しの方向性というものについて確認をいたしました。

次回、第2回の審議会では、事業者側からの意見や質疑等を確認し、市の考える方向性に照らし合わせて論点を整理していきたいと考えております。それでは、以上をもちまして本日の協議を終了させていただきます。

その他

事務局

長時間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

〔午後4時30分 閉会〕